○農林水産省告示第千六百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市八幡町那比字横谷六五八五の五、六五八六の一、六五八七の一五、六五八七の一七から六五八七の二〇まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字横谷六五八五の五・六五八六の一・六五八七の一五・六五八七の一七・六五八七の一九・六五八七の二〇（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千二百十六号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

平成二十一年十一月十八日

国土交通大臣　前原　誠司

事案番号	事案の種類	申請者	事案の内容
平21第9002号	混雑空港運航許可	株式会社日本航空インターナショナル	申請混雑空港　成田国際空港
平21第9003号	混雑空港運航許可	株式会社日本航空インターナショナル	申請混雑空港　関西国際空港
平21第9004号	混雑空港運航許可	株式会社日本航空インターナショナル	申請混雑空港　東京国際空港
平21第9005号	混雑空港運航許可	株式会社日本航空インターナショナル	申請混雑空港　大阪国際空港
平21第9006号	混雑空港運航許可	全日本空輸株式会社	申請混雑空港　成田国際空港
平21第9007号	混雑空港運航許可	全日本空輸株式会社	申請混雑空港　関西国際空港
平21第9008号	混雑空港運航許可	全日本空輸株式会社	申請混雑空港　東京国際空港
平21第9009号	混雑空港運航許可	全日本空輸株式会社	申請混雑空港　大阪国際空港
平21第9010号	混雑空港運航許可	エアーニッポン株式会社	申請混雑空港　成田国際空港
平21第9011号	混雑空港運航許可	エアーニッポン株式会社	申請混雑空港　関西国際空港
平21第9012号	混雑空港運航許可	エアーニッポン株式会社	申請混雑空港　東京国際空港
平21第9013号	混雑空港運航許可	エアーニッポン株式会社	申請混雑空港　大阪国際空港
平21第9014号	混雑空港運航許可	株式会社ジェイエア	申請混雑空港　成田国際空港
平21第9015号	混雑空港運航許可	株式会社ジェイエア	申請混雑空港　関西国際空港
平21第9016号	混雑空港運航許可	株式会社ジェイエア	申請混雑空港　東京国際空港
平21第9017号	混雑空港運航許可	株式会社ジェイエア	申請混雑空港　大阪国際空港
平21第9018号	混雑空港運航許可	日本貨物航空株式会社	申請混雑空港　成田国際空港
平21第9019号	混雑空港運航許可	日本貨物航空株式会社	申請混雑空港　関西国際空港
平21第9020号	混雑空港運航許可	エアーセントラル株式会社	申請混雑空港　成田国際空港
平21第9021号	混雑空港運航許可	エアーセントラル株式会社	申請混雑空港　大阪国際空港
平21第9022号	混雑空港運航許可	アイベックスエアラインズ株式会社	申請混雑空港　成田国際空港
平21第9023号	混雑空港運航許可	アイベックスエアラインズ株式会社	申請混雑空港　大阪国際空港
平21第9024号	混雑空港運航許可	エアーネクスト株式会社	申請混雑空港　成田国際空港
平21第9025号	混雑空港運航許可	株式会社エアーニッポンネットワーク	申請混雑空港　成田国際空港
平21第9026号	混雑空港運航許可	株式会社エアーニッポンネットワーク	申請混雑空港　関西国際空港

○経済産業省告示第三百二十八号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月十八日

経済産業大臣　直嶋　正行

三の9の(3)のロ中「アンドラ」の下に「、クック諸島」を加える。

三の9の(4)のイ、ロ及びハ中「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」の下に「、東ティモール」を加える。

三の9の(4)のニ中「カンボジア」の下に「、カメルーン」を「ドミニカ」の下に「、ドミニカ共和国」を、「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」の下に「、東ティモール」を、「ベトナム」の下に「、イエメン」を加える。

三の9の(4)のホ中「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」の下に「、東ティモール」を加える。

附　則

この告示は、平成二十一年十一月十九日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　三の9の(4)のイからホまでの改正規定（東ティモールに係る部分に限る。）　平成二十一年十二月十五日

二　三の9の(4)のニの改正規定（ドミニカ共和国に係る部分に限る。）　平成二十一年十二月三十日

三　三の9の(4)のニの改正規定（イエメンに係る部分に限る。）　平成二十二年一月十一日